

○奈良県警察体力検定等規程（平成15年3月18日本部訓令第6号）

[沿革] 平成17年9月本部訓令第14号、平成27年10月本部訓令第12号改正

（趣旨）

第1条 この規程は、奈良県警察に勤務する警察官（以下単に「警察官」という。）の行う警察体力検定及び体力テスト（以下「体力検定等」という。）の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

（体力検定等の目的）

第2条 体力検定等は、警察官に対し自己の体力の現状を正確に認識させることにより、健康管理と基礎体力の強化への意欲を喚起するとともに、得られたデータに基づいた警察官の体力水準の向上のための諸施策を推進し、もって第一線執行力の強化に資することを目的とする。

（体力検定等の種目）

第3条 警察体力検定の種目は、JAPPAT（Japan Police Physical Ability Test）とする。

2 体力テストの種目は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 握力（筋力）
- (2) 上体起こし（筋持久力）
- (3) 長座体前屈（柔軟性）
- (4) 反復横とび（敏しょう性）
- (5) 20メートルシャトルラン（往復持久走・心肺持久力）
- (6) 立ち幅とび（瞬発力）

（体力検定等の対象）

第4条 警察官は、体力検定等を毎年度1回以上受検するものとする。

2 前項の規定のほか、警察学校初任科生及び初任補修科生は、在校期間中に体力検定等を受検するものとする。

（総括検定責任者）

第5条 警察本部に総括検定責任者を置き、警務部長をもって充てる。

2 総括検定責任者は、体力検定等の実施に関する必要な事務及び運営を総括する。

（検定責任者）

第6条 警察本部に検定責任者を置き、警務部教養課長をもって充てる。

2 検定責任者は、総括検定責任者の指揮を受け、体力検定等の年間計画の策定、受検者・未受検者の把握管理、受検結果の評価、通知及び統計の処理その他体力検定等の実施に関し、必要な事務及び運営を行う。

3 検定責任者は、体力検定等の実施に係る運動プログラムの作成、受検時の受傷事故防止のための事前トレーニングの必要性の啓発など、体力検定等の安全な推進のために必要な施策を講じるものとする。

(体力検定等の結果の活用)

第7条 検定責任者は、体力検定等の実施結果に基づき、所属及び部門ごとの傾向等进行分析し、これを教養訓練の施策に反映させ、警察官の体力水準の向上のための施策を積極的に講じるものとする。

2 所属長は、所属警察官が自己の体力水準を正しく認識し、必要な体力の維持向上に努めるよう、体力検定等の結果を踏まえた個別指導を行うものとする。

(細目事項)

第8条 この規程の実施のために必要な細目事項は、別に定める。

附 則

1 この訓令は、平成15年4月1日から施行する。

2 奈良県警察体力検定等規程（昭和63年4月奈良県警察本部訓令第14号）は、廃止する。

附 則（平成17年9月20日本部訓令第14号）

(施行期日)

1 この訓令は、平成17年9月20日から施行する。

(経過措置)

2 この訓令施行の際現にこの訓令による改正前の奈良県警察教養細則（平成13年9月奈良県警察本部訓令第15号）第16条の規定による職場実習を受けている者に対する教養については、なお、従前の例による。

附 則

この訓令は、平成27年10月21日から施行する。